

一般競争入札公告

社会福祉法人埼玉福祉事業協会の発注する工事の受注について、下記のとおり一般競争入札を行いますので、公告致します。

令和6年8月22日
社会福祉法人 埼玉福祉事業協会
理 事 長 高 橋 清 子

1. 入札対象工事

- (1) 工事名 (仮称) プリムローズVI 新築工事
- (2) 工事場所 埼玉県さいたま市西区塚本町3丁目140-1の一部
- (3) 工事内容 新築工事 木造 地上2階建て
建築工事一式、電気設備工事一式、給排水衛生設備工事一式、
空調換気設備工事一式、外構工事一式等
- (4) 工事期間 契約締結日から令和7年2月28日まで
(諸官庁検査済証取得を含む)
- (5) 設計金額 非公開
- (6) 建物概要 構 造：木造 地上2階建て
用 途：共同生活援助（障害者のグループホーム）6室
短期入所（ショートステイ）3室

延床面積：388.37㎡

建築面積：216.09㎡

敷地面積：542.84㎡

2. 入札方法

- (1) 入 札 方 法 一般競争入札
- (2) 最低制限価格 有（非公開）
- (3) 入札予定価格 有（非公開）
- (4) 入札保証金 無

3. 入札参加資格

- (1) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続き開始の申し立てがなされている者、または民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき更生手続き開始の申し立てがなされている者については、更生手続きまたは更生手続き開始決定日を審査基準日とした経営事項審査の再審査を受けた後、さいたま市長が別に定める競争入札参加資格の再審査を受けていること。
- (3) さいたま市の令和5年度・6年度建設工事請負等競争入札参加資格者名簿（建築工事）に登載されている単体業者で、業種格付（建築工事）S級の要件を満たす事業者であること。（※ 事業所の所在地は、さいたま市以外でも応募可能です。）
- (4) 開札日から1年7か月前の日以降の日を審査基準日とする経営事項審査（建設業法（昭和24年法律第100号）第27条の23第1項の規定による経営に関する客観的事項についての審査をいう。）を受けていること。
- (5) 「社会福祉施設」関連の施工実績があること。
- (6) 「社会福祉施設」関連の施工管理経験のある技術者がいること。

- (7) 公告日から落札決定までの期間に、さいたま市の契約に係る入札参加停止等の措置要綱に基づく入札停止の措置を受けていない者であること。
- (8) 公告日から落札決定までの期間に、さいたま市の契約に係る暴力団排除措置要綱に基づく入札参加除外の措置を受けていない者であること。
- (9) 建設業の許可を有すること。
- (10) 当法人の理事が役員をしている企業ではないこと。又、設計事務所等の受託者又は当該受託者と資本若しくは人事面において関連のある企業でないこと。

4. 一般競争入札参加資格等確認申請書の提出

一般競争入札に参加を希望する事業者は、次の要領で一般競争入札参加資格等確認申請書等を提出すること。

- (1) 受付期間 公告日から令和6年9月2日（月曜）午後5時締切
- (2) 受付時間 期間中の受付時間午前9時から午後5時まで
- (3) 提出書類

一般様式2及び3は、下記（5）の問合せ先に e-mail にて請求すること。

- ア) 一般競争入札参加資格等確認申請書（一般様式2）
- イ) 一般競争入札参加資格等確認資料（一般様式3）
- ウ) 法人登記簿謄本（原本）
- エ) 会社案内、会社経歴書、建設業許可証明書（「建設工事」）の写し
- オ) さいたま市の令和5・6年度競争入札参加資格ランクを証する書類の写し

(4) 提出方法

前記（3）の書類は、下記住所まで郵送またはあらかじめ下記提出先へ連絡の上で来所・持参すること。

提出先	社会福祉法人 埼玉福祉事業協会
	理 事 長 高橋清子
	担 当 者 横山彩花
所在地	さいたま市西区塚本191番地9
電話番号	048-625-5100
FAX 番号	048-625-5011
e-mail	yokoyama@suginoko-g.or.jp

(5) 問合せ先

前記（4）に記載する提出先に同じ

5. 一般競争入札参加資格確認及び設計図書等の配付

- (1) すべての入札参加等確認申請書に対して、入札参加資格確認審査後、参加資格の有無について令和6年9月3日（火曜）付で書面にて通知する。
- (2) 入札参加資格が「有」と確認された事業者には、以下の設計図書等を e-mail にて配付する。※配布した設計図書等は見積以外には使用しないこと。
[設計図書等] 入札説明要綱、設計図、入札書様式、委任状様式、質疑応答書
- (3) 入札日の前までに現地確認を希望する者は、前章4（5）に記載する問合せ先に、電話もしくは e-mail にて申し込むこと。

6. 入札日程等

- (1) 公告日 令和6年 8月22日（木曜）
- (2) 応募締切日時 令和6年 9月 2日（月曜） 午後5時までに必着。
- (3) 結果通知日 令和6年 9月 3日（火曜）

- (4) 設計図書等配付日 令和6年 9月 3日(火曜)
(5) 質疑書提出日時 令和6年 9月11日(水曜) 正午12時までには必着。
(6) 質疑回答日時 令和6年 9月17日(火曜) 午後5時までとする。
※質疑回答は全ての入札参加業者へまとめて回答します。
(7) 入札日時 令和6年 9月27日(金曜) 10時
(開始10分前までに受付を完了すること)
(8) 入札場所 障害者支援施設「ゆずり葉」会議室
さいたま市西区塚本191番地9

7. 落札者の決定

- (1) 予定価格の範囲内かつ最低制限価格以上で入札した者のうち、最低価格で入札した者を落札者とする。
- (2) 初度入札で予定価格に達しない場合は、再度入札を実施する。尚、初度入札で最低制限価格に満たない者は再度入札に参加出来ないものとする。また、入札は2回までとする。
- ただし、初度入札に参加する者が1者のみの場合には、再度の入札は行わない。
- (3) 上記(2)によっても落札者がいない場合は、次の①及び②の場合に限り、下記の条件を順守したうえで、交渉による随意契約とする。
- ただし、初度入札に参加する者が1者のみの場合には、随意契約は行わない。
- ① 最低価格で入札した者に契約意思がある場合(最低価格で入札した者に契約意思がない場合は、順次、次に低い価格で入札した者を対象とする。)
- ② 再度入札において、入札に応じるものが1者のみとなった場合。
- 条件1 随意契約であっても契約額は予定価格の範囲内かつ最低制限価格以上であること。
- 条件2 交渉の過程で入札予定価格を明らかにすることは認められないこと。
- 条件3 入札にあたっての条件等を変えることは認められないこと。
- 条件4 契約額が確定しない場合は、その内容を書面にし、事業者及び業者が署名捺印すること。
- (4) 落札者とすべき同額の入札をした者が2以上あるときは、くじ引きにより落札者を決定するものとする。

8. 入札にあたっての注意事項

- (1) 代理人をして入札させる場合は、委任状を提出すること。
- (2) 落札決定にあたっては、入札書に記載された金額に、当該金額の100分の10に相当する額を加算した額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)をもって落札価格とするので、入札者は消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
- (3) 入札を辞退するときは、入札辞退届により申し出ること。
- (4) 下記の各項目に該当する入札は無効とする。
- ① 入札に参加する資格のない者がした入札
- ② 郵便、電報、電話及びファクシミリにより入札書を提出した者がした入札
- ③ 談合その他不正行為があったと認められる入札
- ④ 虚偽の一般競争入札参加資格等確認申請書を提出した者がした入札
- ⑤ 入札後に辞退を申し出て、その申し出を受理された者がした入札
- ⑥ 次に掲げる入札をした者がした入札

- ア 入札書の押印のないもの
 - イ 記載事項を訂正した場合において、その個所に押印のないもの
 - ウ 押印された印影が明らかでないもの
 - エ 記載すべき事項の記入のないもの、または記入した事項が明らかでないもの
 - オ 代理人で委任状を提出しない者がしたもの
 - カ 他人の代理を兼ねた者がした入札
 - キ 2以上の入札書を提出した者がしたもの、または2以上の者の代理をした者がしたもの
- ⑦ 前各項目に定めるものの他、その他公告に示す事項に反した者がした入札

9. 契約方法等

- (1) 様式契約に関する細目は、民間（七会）連合協定工事請負契約約款に準拠する。（必要に応じた補正を行うこと）
- (2) 契約保証金の徴収は免除する。
- (3) 工事履行保証措置は、工事履行保証保険（工事請負額の10分の1以上の金額を保証）によることとし、工事完成保証人制度は採用しないこと。
- (4) 契約の履行については、発注者及び監理者の指示に従うとともに、さいたま市等から指導があった場合には従うこと。
- (5) 一括下請負契約を行わないこと。
- (6) 本契約の締結は、本会の理事会で承認を受けた後とする。
- (7) 支払いについては、着工時10%、補助金受け入れ後速やかに残額90%の支払いをする。
- (8) 工事期間は、契約の確定の日から令和7年2月28日までとする。

10. 特記事項

- ・ 工事中は現場周辺の清掃を十分に行い、作業終了時には当工事に関連する部分の後片付け及び清掃を徹底すること。
- ・ 周辺道路の通行車両、歩行者には常に配慮し、通行の支障のないように交通の安全確保に努めること。又、工事車両は周辺道路に駐車しないよう管理を徹底すること。
- ・ その他、関係法令等契約内容等を厳守し、市から指導等があった場合は、それに従うこと。

以 上